

全国一般全国協

2001年5月20日 No.55
 全国一般労働組合全国協議会
 編集発行人 遠藤一郎
 東京都港区新橋5-17-7 小林ビル
 TEL 03-3434-1236
 FAX 03-3433-0334

4月全国キャンペーンを闘いぬく!



▲ 4/15 北関東キャラバン佐野集会



▲ 4/10 東海キャラバン静岡行動



▲ 4/12 中央行動／東京外語抗議！



▲ 4/12 中央行動厚生労働省交渉



▲ 4/11 東海キャラバン神奈川行動



▲ 4/10 宮城行動

全国キャンペーン闘われる！

宮城発

宮城合同労組

春のキャンペーン中央行動に連鎖して、四月十日宮城県行動を展開した。雇用創出等を要請した宮城県交渉では、人事異動の時期と重なり、後日回答となった。浅野県政は、情報公開に躍起になり労働行政に冷たいと言つ事が省庁再編以降顕著になった。宮城労働局では、日常的に交渉・協議を行なっており、局側も最大限の協力をするという関係からか、この日部課長クラスから担当係長まで多数の出席があった。内容は、雇用保険法改悪問題を中心に要請し、改定に伴う新書式の離職票は前より複雑になり労働者が戸惑う事は明白で窓口でのトラブルが予想される。また、局側は、『新しい離職票について、

佐野発

由倉労働組合

全国キャラバンの栃木県行動は、宇都宮地区労と佐野地区労の協力を得て、四月三日と五日に行われた。四月三日は宇都宮地区労が

担当職員が勉強会を開催し、万全を期した」と説明するが、細部にわたって混乱を回避する事は至難であろう。改悪された法の見直しを求める闘いと同時に、行政の動向も監視する事が必要である。違反情報では、匿名の情報に対しても指導する。過労死・サービス残業についても厳しく対応すると回答した。この後、野外集會に移り、全日建ホテル瑞鳳労組から『厳しい情勢であるが諦めずに頑張る』と連帯の挨拶があった。仙台の繁華街でのデモ行進では、女性・非正規雇用・有期雇用労働者を先頭に『不安定雇用労働者と連帯を』『派遣労働者と連帯を』訴えこの日の行動を貫徹した。

中心となつて、早朝駅ヒラ配付を実施した後、午前中は県の商工労働部労政課に、午後は労働局に要請行動を行った。要請行動には宇都

宮地区労の役員と共に、中小労組政策ネットを代表して全国協の遠藤書記長や不二工機労組、由倉労組のメンバーも参加した。県の労政課に対しては、主に雇用対策を重点に要請し、新卒未就職者に対する対応や、職業訓練への対応について回答があった。労働局に対しては、労働条件の低下に対する対応や、雇用保険の改定に関する申し入れを行ったが、人事異動の時期で対応者全員が異動してきたば

大阪発

ゼネラルユニオン

関西生コン支部への損賠攻撃を跳ね返す二月五日の春闘集會、そして、整理解雇四要件の緩和と不当弾圧に抗議して、五百名の仲間が地裁を包囲した三月十四日の「人間の鎖」で大阪の春闘は燃え上がった。全国キャラバンの西のスタートとなった大阪では四月五日「全国に響け」とばかりの総行動がもたれた。対大阪府交渉では、緊急地域雇用、特別給付金の「真の雇用につながる」継続や、ILO 94号条約（公契約入札時に雇用と労働条件確保）の

かりで突っ込んだ議論にはならず、今後の課題であると思う。四月五日には、佐野市勤労者会館において佐野地区労の組合員約七十名が参加して、全国キャラバン佐野地区集會を開催した。全国協の遠藤書記長が個別労使紛争にかかわる法改正について講演した後、宇都宮市民ユニオン、埼京ユニオン、ユニオン結の北関東のコミュニケーションユニオンが挨拶し、今後の連帯をそれぞれ表明した。

批准などが協議されたが、「大阪労働運動の既得権である不当労働行為企業を公契約から排除する事も、改めて、当日大阪府から再確認された。対労働省労働局では、「個別労使紛争システム」「賃確法の迅速な適用」等が話し合われたが、折しも四月改正の「失業保険日数と退職理由」に質疑が集中した。その中で省側から「一年有期でも二回以上更新後の雇止めは解雇と同一」との回答があり注目された。また失業者ユニオンからは「職安の窓口対応」

4.12 中央行動の報告

心配された雨もなく、中央行動には中小労組政策ネットの仲間や、権利春闘、石油三単組、郵政、東水労、国労闘争団の仲間が参加した。全国からは、九州、徳島、大阪、神戸、京都、愛知、静岡、神奈川、宮城、栃木、群馬、埼玉等の仲間が参加し、各地のリレー行動が報告された。また、参加した労働者の五分の一以上が外国人労働者であった。そして、厚生労働省交渉では、外国人労働者を低賃金労働者として扱い、各種の割り増し賃金も払わず、労働災害隠しも横行する実態の改善を要求し、母語での就業規則の周知徹底指導を要求した。まさに、国際連帯を体現した行動となった。この中央行動は、全国キャンペーンの集約として行われ、同時に、全国一般東京南部の統一ストライキ行動と結合して行われた。百名で闘委員長、大阪全労協の前田議長らの力強いアピールが続いた。全国集會への代表派遣を決定したのち、バトンを京都の仲間へ手渡した。わかれたKSDアイムジャパン抗議行動や、二十名以上の警備と対峙して行われた東芝本社抗議行動、昼からの厚生労働省抗議行動と議員会館での労働省交渉には百二十名以上の労働者が乗り込んだ。三時半からの東京外語抗議行動には、統一ストを組織した東京南部の仲間百五十名以上も参加し、三百名が東京外語を取り囲み、不当解雇を撤回される決意を固めた。夜の集會では、労働省交渉の窓口となった社民党議員も参加し、中岡共同代表によるキャンペーンの意義、また南部統一ストライキの状況報告などを全体で確認し、国会請願デモを貫徹して解散したのである。なお全国協では、宮城合同、不二工機、東京南部、全国協神奈川、安倍川製紙、自立労連、大鵬薬品、山口連帯等の仲間が参加した。

自力自闘の闘い

全国一般神奈川地連

神奈川地連に春闘はない。無論各支部にはあるが、統一的・一律的な春闘はない。かつては統一要求もあり、

本部役員は団交に駆けずり回っていたが、そもそも金銭諸条件は当該支部組合員の自己責任で決すれば良いことであって、業種も経理状況もまちまちな各支部へ、統一要求を引っかけ、自己の所得と無関係な本部役員が団交で力んでも迫力がない。と言つことで、各支部任意に春闘は展開されている。全国統一要求を頑なに守る礼儀正しい支部もあれば、これ以下ならスト決行という要求額を作る支部、中には要求せずに回答だけ出させると威張っている支部もある。従って、本部と

しては、スケールメリットを生かし、各支部組合員の将来にわたつての利便性を追求することとなる。その

具体化として、今春は地連会館建設へと踏み出した。県庁・地裁・地労委などの密集地横浜関内は無理としても、その徒歩圏である伊勢佐木長者町駅近辺の土地購入と共に建設までの間の事務所として、近隣マンションの一室も購入した。この

過程で、試みに各支部組合員に融資要請したところ、一週間で二千万近い申し出があった。結構小銭を持っているものだと感心する一方、この点に関する限り当組合の信用はなかなかのものだと、建設に弾みがついた。

粘り強く闘いぬいた二〇〇一春闘！

金属一般昭電労組

二〇〇一年春闘を振り返ってみると、そここの倒産や千代田・協栄生命の保険会社が相次いで倒産し、大手銀行や金融は不良債権処理などで中小企業への貸し出

会の開催や職場大会の開催で情勢認識を深めた。要求は生活実態をもとに討議を進めた、賃上げ要求二万五千円を決定し、同時にスト

権も確立し闘いを進めてきた。我々は企業業績の厳しい中、三年間六ヶ月遅れの賃上げで我慢してきたが、

今期はなんとしても四月賃上げの実施を団交で強く主張した。示された金額回答は、二千五百円と言う期待には程遠い低額回答であった。企業は、四月から賃上げする前提の金額では精一杯の金額であり、今は賃上げもできない、賃下げもある企業もある中で理解を頂きたいなどと主張。我々は、

こうした企業の姿勢に対し、三六協定の協定留保の考え方を会社に突きつけ、更に、二時間の抗議ストも打ち抜きながら闘いを進めた。結果的には、大幅修正回答を求めると交渉をした中で十二日に三千六百元を回答させ妥結してきた。いずれにしても、厳しい状況下の闘いでも粘り強く闘いぬくことが大事だと思つた。

反リストラ工場閉鎖反対闘争の報告

自立労働組合連合

二月九日、会社側から労働組合に対して工場閉鎖の

リストラ計画が申入れられた。その内容は、全国の五

工場のうち京都第二工場を閉鎖し、そこで働く社員は他工場へ転勤、もし転勤できなければ、退職金のわず

かばかりの上積みか、就職斡旋会社に登録し再就職先を見つけるか、いずれかを

選択して辞めてもらう、という実質整理解雇の提案であった。私達は、工場閉鎖提案に対して、すぐさまスト権を確立し闘争体制に入

た。工場閉鎖撤回、雇用を

守れ、を闘いの柱とし交渉を重ねたが、会社側は工場閉鎖不可避の態度を変えない。これに対して労働組合

は全支部ストライキを通告し、二月二十四日第一波、三月八日第二波の時限スト

を貫徹した。しかし事態は動かない。そして第三波のストライキを構えた三月二十六日団交でようやく事態は動いた。結果的には工場閉鎖撤回には至らなかった

が、雇用を守ることは約束させた。転勤できない組合員は通勤範囲内のタカラブネ関連企業や工場で雇用を継続、また京都第一工場の閉鎖はしない、工場敷地は維持する、長期雇用のアルバイトも継続雇用する、等を会社側に確認させた。今回の闘争は、世間で蔓延するリストラ攻撃との闘いであった。このような攻撃は今後も続くだろう。私達は、引き続き春闘も闘いながら、これからも企業の生き残りだけを優先させず、雇用と生活、命と健康を守るために団結を強化して闘ってきたいと思えます。

寄稿

全国ハイタク共闘会議 第三回大会成功

三月二十五日、全日建連帯の本部で全国ハイタク第三回大会が行われました。大会の開催に当たって全日建連帯近畿地方本部執行委員長奥田さんから記念講演を頂きました。記念講演を受けその後大会質疑に入り、事務局より経過運動方針が提案されました。経過では南海タクシーの闘いが取り上げられ、第一交通との闘いの教訓をより深めていかなければ規制緩和

に勝ち得ないことが強調されました。方針では、引き続き労基法違反を点検、摘発し職場から法違反を一掃することが、労災職業病闘

が行われ、運動方針案が満場一致で採決されました。その後、役員の選出となり、

議長に大阪から新大阪タクシー労働組合の逆井委員長、副議長に神奈川から新都市交通労働組合の伊藤委員長がそれぞれ選出されました。

東京外語専門学校は、東京西新宿にある大手語学専門学校。一九八七年の組合

結成以来、経営側は反組合政策を採り続けてきました。九三年以降学生数減少を口実に、経営側は、九五年以来、組合員ばかりをターゲットに解雇攻撃を続けてきました。

東京外語専門学校解雇争議勝利判決で 151名結集

三・一五 勝利判決を力に学園経営を追い込み、十六名全員の解雇撤回

現在、九 六年三月と九七年三月に解雇された十六名の組合員(すべて専任教員)が、組合(つづ)を組んだ不当労働行為であるとして、東京地裁、東京都労働委員会へ提訴し、六年間にわたり闘っ

てきました。三月十五日、東京地裁は、十六名のうち、日本人O A科目担当二名を除く十四名について、「余剰人員削減を目的にした雇用の打ち切りは必要最小限にとどめるべきで、学校側は他に合理的な理由もなく必要以上の雇用を打ち切っており、権利の乱用で無効」と判断、「労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する」勝利判決を出しました。五月十五日の東京外語支

援共闘会議第三回総会では、全国一般の組合員をはじめ地域の労働組合、高教組などから百五十七名が参加し闘う決意を固め、総会終了後、夜間授業中の東京外語へ向けて力強く抗議デモを闘い拔きました。

改憲—有事立法反対！ 歴史歪曲教科書採択許すな！

構造改革を声高に掲げて小泉政権が発足した。支持率も八十%近い。不況と生活悪化に喘ぐ民の声である。しかし、小泉政権は、戦争と生活破壊の政権である。小泉は「靖国神社に公式参拝する」「将来は九条をなくす憲法改正をすべき」、憲法違反の「集团的自衛権を認めるべき」「有事立法

の研究を続ける」「教育基本法を改悪する」「国民の負担の増加と支給額の減額は当然である」と打ち上げている。小泉を支える山崎幹事長も、「集团的自衛権と有事立法制定」を掲げている。小泉首相が決まった途端に、防衛庁で有事立法研究を行うスタッフが十名増加され、中長期の国家戦

略を決める会議も設定された。また、侵略戦争を「アジア独立の戦争」と居直り、韓国植民地支配を正当化する「新しい歴史教科書をつくる会」の歪曲教科書を検定に合格させた。更に、採用しやすいように、三十以上の自治体で教育委員会による採択に変えた。挙げ句に「教科書に対する他国の批判、介入は許さない」とまで言いだした。子供達が戦争に動員されようとして

いる。しかし、戦争と生活破壊に対しては多くの労働者が闘いに立ち上がっている。大阪では四月に千五百名が集まって反戦平和集会が行われた。五月三日東京では五千名以上が集り、右翼の妨害をはね除けて銀座デモを行った。全国協は、

政府提出の「個別労使紛争 処理法案」を廃案に！

政府は今国会に「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案」を提出し、その早期成立と本年十月一日からの施行を目指している。激増する個別労使紛争を解決するために新たな行政システムを各都道府県労働局長のもとに創設しようとするものだ。日常的に、解雇・退職強要を始め、賃金不払い、労働条件不利益変更、労働災害などの労働相談を受け、その解決に奔走している中小、地域労働組合の立場から、この政府案には反対せざるを得ない。政府案の内容と問題点は、一、全国二百五十箇所に「総合労働相談センター」を設け、五百七十二人の

アジアの民衆と連帯し、小泉政権の改憲—有事立法に反対し、各地の取り組み、アジア共同行動に立ち上がる。各地の教育委員会に申し入れ歴史歪曲教科書の採択を阻止しよう。参議院選挙で護憲派を支援しよう。

「総合労働相談員」を配置し労働者、事業主からの相談に応じる(民間企業の労務担当者や社会保険労務士などが採用される予定、企業の都合に偏った対応がなされる危険大。本来、使用者と労働者の力関係が前者に有利なことを認識し、個別労使紛争の実態を十分理解し適切な対応が必要で、労使団体双方からの協力と参加、連携が必要にもかかわらず政府案にはそれが無い)二、都道府県労働局長には労働局総務部に配置されている紛争担当官(各労働局に一、二名)が担当(この人数で迅速かつ適切な助言指導などできない)

三、「紛争調整委員会」によるあっせん(チーム三、人の学識経験者による委員で構成、参考人や地域労使団体から意見を聞きつつあっせん案を示す、ただし当事者の一方が拒否すれば打ち切り(事業主に不利な事案の場合、あっせんを断ればそれまで等と言うものは紛争解決のためのものではなくなくなってしまう)というものである。法案は、労働者にとって個別労使紛争の解決に役立たないばかりか、逆にリストラにお墨付きを与える有害な行政機関を作るもので、税金の無駄遣いであり、廃案とするほかに、廃案に追い込むために、中小労組、地域ユニオンなどの力を結集した取り組みが必要だ。四月五日には中小労組、ユニオンの共同アピール集会を緊急に国会内で開催、七十団体の賛同を得、民主党、社民党から議員も参加、衆参労働委員会議員への要請行動を展開した。国会審議は五月中下旬に山を迎える予定であり、他の労働組合への働きかけを含め、法案を廃案にするため全力で闘おう。